

「津久見市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金」の概要

制度新設の目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市内の中小企業者において、売上高の減少等の影響が懸念されるため、「津久見市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金」制度を新設しました。

この制度は、大分県の制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を活用する際、下記の要件を満たす事業者に対し、市が3年間に渡り利子補給を行うものです。

① 交付対象者

大分県の制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を受けた者のうち、以下の要件をすべて満たす者

- ① 運転資金として1,000万円以下の融資を受けた者
- ② 市内に主たる事業所を有する者
- ③ 市税等本市に納入すべき納入金を滞納していない者
※令和2年3月5日以降の融資実行分から適用
※③については、令和元年度の納入金のうち新型コロナウイルスの影響がないものについて確認するもの

「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」とは

- 融資対象：新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者。
- 資金用途：設備資金・運転資金
- 融資限度額：1億6,000万円
- 融資期間：10年以内（うち据置2年以内）
- **融資利率：年1.3%**
- 保証料率：年0%（セーフティネット保証又は危機関連保証の認定を受けた場合）※上記以外は、年0.35%
- 取扱期間：令和2年3月5日～令和6年3月31日
※3月31日が休日のため、前営業日の29日までに協会受付完了が必要です。

② 利子補給認定の手続

- ① 融資を受けた年の末日までに必要書類を提出
↓
- ② 市が、利子補給認定書を交付

(問合せ先) 津久見市役所
商工観光・定住推進課 商工観光班
TEL 0972-82-9542 FAX 0972-82-9520

③ 利子補給金の交付申請手続

- ① 毎年6月末および12月末から起算して30日以内に利子補給金交付申請書を市長に提出
(※初回のみ、融資を受けた年の末日から起算し30日以内)
↓
- ② 市が、利子補給金交付決定通知書を交付
↓
- ③ 交付決定の通知を受けた者は、利子補給金交付請求書及び必要書類を市長に提出